

(介護予防)短期入所生活介護事業所 しゅうざん

重要事項説明書

1. 事業者概要

法人名称	北桑会
法人種別	社会福祉法人
法人代表者	理事長 溝口 武美
設立日	昭和56年9月14日

2. 事業所(施設)概要

施設名称	短期入所生活介護事業所 しゅうざん
施設所在地	京都市右京区京北周山町馬場瀬 10-4
電話	075-852-5220
FAX	075-852-5221
管理者名	施設長 靦淵 八重子
指定番号	京都市(第 2670701370 号)

3. 事業の目的

社会福祉法人 北桑会の理念に基づくとともに、介護保険法令、老人福祉法令、その他関係法令の趣旨に沿い、可能な限り居宅における生活の継続を念頭に置いて、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援、機能訓練を行うことにより、ご利用者の心身機能の維持並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

4. 職員の職種・人数

職種	人数	職務内容
管理者	1名	施設職員の管理及び業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。(兼務)
看護職員	1名 以上	健康チェックを行うことにより、利用者の健康状態を把握するとともに、必要な看護を行います。(兼務)
介護職員	4名 以上	施設サービスの提供に当たり利用者の心身の状況を把握し適切な介護を行います。
生活相談員	1名	利用者と家族の相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、施設サービスの調整や他機関との連携を

		行います（兼務）
栄養士又は管理栄養士	1名	利用者の身体の状況や栄養と嗜好を考慮した食事の提供が行えるような役割を果たします（兼務）
介護支援専門員	1名	短期サービス計画の作成に関する業務を担当します（兼務）

5. 定員

10名(1ユニット)及び地域密着型介護老人福祉施設本体の空床の範囲内でご利用いただけます。

6. ご利用いただける方

要介護認定結果において「要支援」または「要介護」と認定された方。

7. 施設サービスの概要 当施設では次のサービスを提供します。

種類	内容
入浴サービス	1週間に2回以上、個別に入浴をご利用いただけます。また、利用者の身体状況に合わせ、機械入浴もご利用いただけます。
排泄サービス	利用者の心身の能力を最大限に生かし、自立へのお手伝いをさせていただきます。
離床・着替え及び整容	利用者の生活リズムを考え、毎朝夕の着替えをお手伝いします。清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容に配慮いたします。
食事サービス	栄養士の献立メニューにより、利用者の身体状況やお好みを考慮した料理を提供します。利用者の自立へのお手伝いのため、できるだけベッドから離れ、リビングで食事を召し上がっていただけるよう援助いたします。 【食事時間】 朝食:概ね午前7:30から 昼食:概ね正午から 夕食:午後6時から
機能訓練サービス	希望があれば身体の状態に合わせた機能訓練のお手伝いをいたします。
教養及びレクリエーション	利用者の希望により教養娯楽サービス等にご参加していただけます。
健康管理サービス	利用者の健康状態を把握し、医療機関への受診が必要となった場合、主治医と連携いたします。

送迎サービス	ご希望によりリフト車等での送迎をいたします。
--------	------------------------

8. ご利用にあたってのお願い

- | |
|---|
| <p>① ご利用に当たり、他の利用者の迷惑になるもの、危険なもの等の持込みは制限いたします。持ち込まれる物品についてはご相談ください。</p> <p>② 外出・外泊をご希望の際は、前日までに生活相談員にお申し出ください。</p> <p>③ 面会は、午前10時から午後4時までとさせていただきます。</p> <p>④ 面会の際は、面会カードへの記入をお願いいたします。</p> <p>⑤ 食品の持ち込みについては、職員にご相談ください。</p> |
|---|

10. 協力病院

<p>○ 京都市立 京北病院</p> <p>京都市右京区京北下中町烏谷3番地</p> <p>電話 075-854-0221</p>

11. 緊急時対応

<p>利用者に病状の急変が生じた場合などには、速やかに看護師等が対応しますが、ご家族及び主治医や協力病院と連携して対応します。</p>

12. 事故発生時の対応

<p>利用者に事故が発生した場合には、ご家族、及び京都市に連絡を行うとともに、速やかに適切な対応を行います。</p> <p>また、賠償すべき事故が発生した場合は、できる限り速やかに損害賠償を行います。</p>
--

13. 苦情の相談

<p>利用者からの苦情等に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口を設けています。</p> <p>ご不明な点はお気軽にご相談ください。</p>

ご利用様	窓口	担当者	連絡先
相談窓口	短期入所生活介護事業所 しゅうざん	梶谷 峻吾	電話 075-852-5220 FAX 075-852-5221
第三者委員		市野 浩子 竹中 織恵	電話 電話

【受付時間】 午前9時～午後5時

以下の窓口にも申し出が可能です。

○右京区 京北出張所(保健福祉第一担当)
 京都市右京区京北周山町上寺田1-1
 電話 075-852-1815 FAX 075-432-1590

○右京区役所(福祉介護課)
 京都市右京区太秦下刑部町12
 電話 075-861-1101 FAX 075-872-5048

○京都府国民健康保険団体連合会
 京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町620cocon 烏丸ビル
 電話 075-354-9090 FAX 075-354-9055

○福祉サービス運営適正化委員会
 電話 075-252-2152 FAX 075-212-2450

受付時間は、原則午前9時から午後5時までです

14. ご利用にあたってのお願い

○利用予定日の前に利用者の都合により、中止又は変更をすることができます。この場合、利用予定日の前日までに生活相談員に申し出てください。

15. 通常の送迎の実施地域

・通常の送迎の地域
 京都市右京区京北地域とします。

* 通常の送迎実施地域を超えた地点から、片道 20 km未満 600 円、20km 以上 800 円を送迎に要する費用としていただきます。

16. サービスの利用料金

(1) 介護保険法定給付サービス(介護保険法定給付にかかる利用料)

別紙に記載しております

(2) 食費・居住費

食費	朝食 345円 ・ 昼食 615円 ・ 夕食 585円
滞在費(1日)	2200円

※利用者の所得に応じた負担軽減制度(特定入所者介護サービス費)の対象となる場合の食費・滞在費は別途ご案内します。

利用開始時に「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの場合は担当者へご提示ください。提示がない場合は対象とならない場合があります。

※介護保険からの給付額やサービス内容に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用

者の負担額を変更させていただきます。

※利用者がまだ要介護認定を受けておられない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払戻されます(償還払い)。また、居宅介護サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

(3) 介護保険給付外サービス

以下のサービスをご希望の場合は実費が発生します。

種類	内容
特別な食事	ご希望の食事を提供した場合:実費
レクリエーション費	内容により参加費や材料費等の費用:実費
個人用の電化製品のご利用	ラジオ等各製品等何品でも:1日につき100円 テレビの利用リース費(電気代は別途請求):1日につき100円 (電気料金の高騰や社会情勢の変化により電気料金に変更されることがあります。その場合はご連絡いたします。)
日常生活に必要な費用	個人的に使用した日常生活品等、日常生活に要する費用:実費
おやつ代	1日あたり80円
飲み物代	1杯あたり60円 メニューについては施設指定の物とします
理美容代	理美容サービス費用:実費
コピー代	実費(1枚につき白黒15円 カラー30円)

17. 利用料金のお支払い方法

サービスの利用料金、その他の費用は、1カ月ごとに計算しご請求いたします。お支払いは金融機関(ゆうちょ銀行及びJA京北支店)の自動振替をご利用下さい。

※利用料の支払は、現金または口座引き落としにより受けさせていただきます。

- (1) 利用請求書の送付は翌月15日前後に郵送いたします。
- (2) 引落しは毎月27日といたします。
(ただし、27日が土日祝日の場合は、翌営業日の引落としとなります。)
- (3) 事情により引落しが出来なかった際は、翌月の10日に引落しを行います。
(ただし、10日が土日祝日の場合は、翌営業日に引き落としいたします。)

附 則

この重要事項説明書は、平成 27 年 4 月 1 日より一部変更し実施する
平成 27 年 8 月 1 日より一部変更し実施する
平成 29 年 4 月 1 日より一部変更し実施する
平成 30 年 4 月 1 日より一部変更し実施する
令和元年 9 月 1 日より一部変更し実施する
令和元年 10 月 1 日より一部変更し実施する
令和 2 年 4 月 1 日より一部変更し実施する
令和 3 年 8 月 1 日より一部変更し実施する
令和 4 年 4 月 1 日より一部変更し実施する
令和 6 年 4 月 1 日より一部変更し実施する
令和 6 年 7 月 1 日より一部変更し実施する